

第11回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月26日(水曜日)午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面による議決権行使期限

2019年6月25日(火曜日)
午後6時30分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第11回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	32
監査報告書	39
株主総会参考書類	45
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役2名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	
第6号議案 会計監査人選任の件	

(証券コード 6072)

2019年6月11日

株主各位

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役 山本 強

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日時** 2019年6月26日（水曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. **場所** 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内
3. **目的事項**
報告事項
 1. 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告
および連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。各議案について、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。また、当社では定時株主総会の決議通知につきましても、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせさせていただきます。

【当社ウェブサイト】 (<http://jiban-holdings.jp>)

株主総会終了後、同会場にて、当社の経営計画、事業等について直接皆様にご説明申し上げたく、事業説明会の開催を予定しておりますので、お時間の許す限り株主様にはぜひご出席賜りますようご案内申し上げます。
--

事業報告

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出や生産の一部に弱さもみられるものの、企業収益が高水準で維持する中で雇用所得環境が改善し、全体として緩やかに景気回復が続いております。しかしながら個人消費は緩やかな持ち直しにとどまっており、依然として力強さを欠くとともに、海外経済の減速や通商政策に対する懸念などから先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの事業領域にかかわる住宅市場は、政府の各種住宅取得支援策や低水準の住宅ローン金利等が継続されているほか、雇用所得環境の改善もあり、底堅い状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは住生活エージェントとして、“生活者の不利益解消”という使命のもと、お客様の視点に立ったサービスを提供すべく事業推進しております。また、2018年10月より、地盤を正しく知ることで、頻発化・甚大化する自然災害から住宅を守ることを目的とした、1.不同沈下事故ゼロ 2.豪雨事故ゼロ 3.震災事故ゼロの「3ZERO（スリーゼロ）計画」を始動いたしました。商品・サービスの面において、地盤の特性を知ることからはじまる「地盤適合耐震住宅」の普及のため、7月にジャパンホーム株式会社から住宅設計・販売・施工事業を譲受け、10月には株式会社エンラージからリフォーム事業を譲受けました。

「地盤適合耐震住宅」は、地盤に関する情報をプロ向けに集約した「地盤安心マップPRO」により災害リスクの事前調査を行い、全自動地盤調査機「iGP」による地盤の強度調査と「地震eye」による地盤の揺れやすさ調査によるトリプル調査をした上で、構造計算と耐震解析ソフト「wallstat」を活用し耐震設計（高耐力壁＋制震ダンパー）のトリプル設計を行います。また、地盤の不同沈下を長期にわたり補償する「地盤ロングライフ補償制度」、震度5強までの地震液状化補償「地震eye補償」、震度6強以上の震災時支援サービス「地盤ネット倶楽部」によるトリプル補償を実施する商品・サービスです。

当社グループは、地盤の調査から、設計、補償までをワンストップで実施する徹底した安全対策により、安心して住み続けられる、地震に強い家づくりを追求しております。さらに12月には宅地建物取引業の免許を取得し、土地選びから住宅づくりまで一貫したサービスを提供できることとなりました。

これらの結果、当連結累計期間における連結業績は、
売上高 2,455,269千円（前年同期比 8.2%減）
営業利益 35,606千円（前年同期比 55.2%減）
経常利益 34,612千円（前年同期比 53.5%減）
親会社株主に帰属する当期純利益 17,210千円（前年同期比 74.6%減）
となりました。

売上高は、主要サービスである地盤解析サービス、地盤調査サービスの受注案件数が、営業人員数の不足などにより低調に推移したため、2,455,269千円（前年同期比 8.2%減）となりました。また、不適切な会計処理が発生した事実に鑑みて、地盤調査機器販売及びフランチャイズ加盟において、顧客選定基準、与信基準等をより厳格化して販売先顧客を絞ったことも、売上高減少の要因となっております。

利益面では、積極的な経費削減活動に努めた結果、前年同期に比べ販売費及び一般管理費は164,783千円減少したものの、売上高の減少に伴い、営業利益は、35,606千円（前年同期比 55.2%減）となりました。経常利益は、助成金収入4,468千円が営業外収益として計上され、34,612千円（前年同期比 53.5%減）となりました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、17,210千円（前年同期比 74.6%減）となりました。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、事業譲受に伴う18,502千円の設備投資および、地盤データ利用を目的としたシステム改修による8,186千円の設備投資を実施しております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2016年度)	第9期 (2017年度)	第10期 (2018年度)	第11期 (当連結会計年度) (2019年度)
売 上 高 (千円)	2,384,692	2,704,743	2,673,288	2,455,269
営 業 利 益 (千円)	213,325	233,685	79,459	35,606
経 常 利 益 (千円)	215,859	234,850	74,463	34,612
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	131,952	176,149	67,691	17,210
1 株 当 た り 利 益 (円)	5.72	7.66	2.96	0.75
純 資 産 (千円)	1,463,646	1,496,908	1,448,925	1,459,213
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	62.94	64.83	62.94	63.80
総 資 産 (千円)	1,716,613	1,848,057	1,709,059	1,782,766

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式控除後)により除せられた普通株式に帰せられる当期純利益に基づいて算出しています。又、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって除せられた普通株式に帰せられる期末純資産額に基づいて算出しています。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 地盤事業の受注強化

少子高齢化により新築住宅着工件数の減少が予想されるなか、今後も安定した収益確保と成長のためには、競合他社との差別化による優位性を持つサービス商品の提供と販売強化による受注件数拡大が課題となっております。

優位性の確保のためには、2008年設立時より蓄積されたビッグデータ、地域別統計的手法、AI手法を融合させたSWS予測システムの構築と、地盤安心マップデータのさらなる充実、地盤調査手法・解析技術の向上による地盤評価技術の高度化の確立、平時はもとより有事の際に地震有責も可能にする補償サービスの開発が重要だと考え、技術力・開発力のさらなる向上に取り組んでまいります。

販売強化においては、既存顧客のCS向上による受注数の確保と新規顧客の開拓が必要だと考え、フランチャイジーとの協働による各エリアにおけるきめの細かい顧客対応と、当社の差別化されたサービス商品の積極的なアピールを行い、受注件数の増加に取り組んでまいります。

② 地盤適合耐震住宅の普及

首都直下型地震、南海トラフ地震など発生確率が高まるなかにおいて、安心して住める住宅づくりには、従来の地盤調査（SWS調査）に加え、水害や土砂災害等の情報がわかる「地盤安心マップ」による事前調査、地震発生時の地盤の揺れやすさを測る「地震eye」による微動探査調査の3つの調査と地盤特性を考慮した建築計画（構造計算、倒壊シミュレーション、耐震対策）の実施が重要だと考え、この考えに沿った「地盤適合耐震住宅」を当社グループは提供しております。また、安心して住み続けられる家を世の中の標準とするため、地盤適合耐震住宅（新築）、地盤適合耐震リフォーム（改修）、ジバンダー不動産（住み替え）の商品構成の拡充も図っております。

地震大国の我が国において、安心して住み続けられる住宅の提供は、当社グループの経営理念である「生活者の不利益解消」の実現と同時に、当社グループの企業価値向上につながるものであり、「地盤適合耐震住宅」の普及と拡大が重要な課題となっております。

当社グループが新たに進出した住宅事業・リフォーム事業において、当社グループ自らが、「地盤適合耐震住宅」による安心して住み続けられる住宅の提供を行い、成功事例とし、この事例を基にフランチャイズシステムによる全国展開による普及と拡大に取り組んでまいります。

③ 人材の育成と定着

当社グループは、地盤業界において技術力と開発力で他社との差別化を図り事業拡大に取り組んでおり、また、経営体制の強化のためにも、人材の育成と定着が重要な課題となっております。

技術力・開発力をもった人材育成のために、外部専門家を顧問とし定期的な技術定例会の実施、有資格社員に対する手当支給、資格取得費用の補助を実施しております。社員定着においては、働き方改革として、テレワーク、フレックスタイム制度の実施、働きやすい職場環境整備としてカフェスペースの設置、社員の健康を意識した経営に取り組むための健康経営宣言を行いました。今後も社員が安心して長く働き、会社とともに成長できるように取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス機能の強化とコンプライアンス遵守

当社グループが持続的に成長し、ステークホルダーに信頼される企業となるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化とコンプライアンス遵守の実効性を確保することが最重要であると認識しております。

当社は第10期における内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、再発防止のため、業務プロセスの再構築、人事評価項目におけるコンプライアンス事項対応の強化、コンプライアンス指導の徹底、コンプライアンス遵守体制の見直しを行ってまいりました。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンス機能の強化とコンプライアンス遵守を課題と捉え、内部統制システムが適切に運用できる体制整備、役職員のコンプライアンス遵守意識の向上に取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
地盤解析	工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書書を有償で提供しております。当社グループが地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡日から10年間もしくは20年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社グループが工務店等に対し賠償します。
地盤調査	工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社グループで実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。
部分転圧工事	部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。
住宅関連事業	住宅の新築または増改築の設計、施工および請負。

当社グループの主力サービスは以下のとおりであります。

「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社グループで請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書および地盤品質証明書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社グループに依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

「地盤セカンドオピニオン」は、戸建住宅を建設する土地に特化したサービスで、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判定された住宅の地盤調査データに基づき、当社グループが適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するサービスです。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当 社	本 社	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11F
-----	-----	-----------------------------------

子会社	国 内	地盤ネット株式会社（本社：東京都中央区、北海道支社、関西支社、九州支社）
	海 外	ベトナム（ホーチミン市、ダナン市）、米国（ハワイ州）

② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	68名	4名減
海 外	36名	12名増
合 計	104名	8名増

(注) 使用人数は就業員数です。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地 盤 ネット 株 式 会 社	300百万円	100%	地盤解析サービス 住宅関連サービス
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,100百万ベトナムドン	100%	業務受託
Jibannet Reinsurance Inc.	15万米国ドル	100%	再保険事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都中央区日本橋1丁目7番9号 ダヴィンチ日本橋179ビル2F	744百万円	1,201百万円

(9) 主要な借入先及び借入額
該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	78,400,000株
(2) 発行済株式の総数	23,087,200株
(3) 株主数	11,773名
(4) 上位10名の株主	

株主名	持株数	持株比率
山 本 強	6,045,000株	26.51%
HOUSEPO PTE.LTD. (山本強氏の出資会社)	4,800,000株	21.05%
楽天証券株式会社	353,500株	1.55%
齊 藤 福 光	280,000株	1.23%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	166,400株	0.73%
北 谷 美 樹	102,500株	0.45%
日本証券金融株式会社	100,100株	0.44%
TOYO SECURITIES ASIA LTD	82,000株	0.36%
中 根 幸 則	80,000株	0.35%
松 木 大 輔	70,000株	0.31%

(注) 1. 当社は、自己株式を287,501株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(287,501株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2019年3月31日現在)

① 2011年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- イ. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ロ. 新株予約権の行使価額 1個につき25円
- ハ. 新株予約権の行使条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
 - ・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

二. 新株予約権の行使期間 2013年7月1日から2021年6月29日まで

ホ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	38個	普通株式 60,800株	2人

(注) 2012年8月14日開催の取締役会決議により、2012年8月29日付で1株を400株とする株式分割を、2013年3月15日開催の取締役会決議により、2013年4月1日付で1株を2株とする株式分割を、また2013年11月5日開催の取締役会決議により、2013年12月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が38株から60,800株に変更になっております。

② 2013年9月4日開催の取締役会決議による新株予約権

イ. 新株予約権の払込金額 払込を要しない

ロ. 新株予約権の行使価額 1個につき1,487円

ハ. 新株予約権の行使条件 ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

二. 新株予約権の行使期間 2015年9月5日から2020年6月25日まで

ホ. 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	普通株式 2,000株	1人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 2013年11月5日開催の取締役会決議により、2013年12月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,000株から2,000株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	山本 強	(注) 1. 地盤ネット株式会社 代表取締役CEO HOUSEEPO PTE.LTD. DIRECTOR 一般社団法人40'sエンジェル 代表理事
取締役	野村 政博	(注) 2. 地盤ネット株式会社 取締役COO
取締役	杉山 全功	(注) 3. 日活株式会社 取締役
取締役	新美 輝夫	(注) 3. 4. 株式会社アイブレーン 専務取締役
常勤監査役	吉田 弘忠	(注) 5. 地盤ネット株式会社 常勤監査役
監査役	松木 大輔	(注) 5. 6. 地盤ネット株式会社 監査役
監査役	樋口 俊輔	(注) 5. 6. 地盤ネット株式会社 監査役

- (注) 1. 2019年4月24日付で、地盤ネット株式会社の代表取締役CEOを辞任しております。
 2. 2019年4月24日付で、地盤ネット株式会社の取締役COOを辞任しております。
 3. 杉山全功氏、新美輝夫氏は、社外取締役であります。
 4. 2019年4月1日付で、株式会社アイブレーンの取締役副社長に就任しております。
 5. 吉田弘忠氏、松木大輔氏、樋口俊輔氏は、社外監査役であります。
 6. 監査役 松木大輔氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 樋口俊輔氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等について

区分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取締役	4	57,735
(うち社外取締役)	(2)	(8,295)
監査役	3	15,152
(うち社外監査役)	(3)	(15,152)
合計	7	72,887

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められております。また、2017年6月26日開催の定時株主総会において、上記報酬枠内で、取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額70,000千円以内と定めており、上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含めております。

2. 監査役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において、年額60,000千円以内と定められております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山 全功	当事業年度開催の取締役会には、17回中16回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外取締役	新美 輝夫	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、大手銀行幹部及び大手住宅会社における会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	吉田 弘忠	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木 大輔	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	樋口 俊輔	当事業年度開催の取締役会には、17回中16回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の子会社であるJIBANNET ASIA CO., LTD.、Jibannet Reinsurance Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
 - ② 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - ③ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループの取締役は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ② 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査部及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。
- ④ 三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,505,485	流動負債	307,603
現金及び預金	742,408	支払手形及び買掛金	76,721
受取手形及び売掛金	306,790	工事未払金	21,424
商 品	80,497	未 払 金	63,676
未成工事支出金	17,213	未成工事受入金	68,407
仕 掛 品	8,090	未払法人税等	6,611
貯 蔵 品	1,148	賞与引当金	26,890
前払費用	131,049	そ の 他	43,873
未収入金	228,258		
その他	19,112	固定負債	15,949
貸倒引当金	△29,083	資産除去債務	3,304
		損害補償引当金	10,000
		そ の 他	2,644
		負債合計	323,553
固定資産	277,281	(純資産の部)	
有形固定資産	50,476	株主資本	1,456,167
建物及び構築物	36,395	資 本 金	490,402
機械装置及び運搬具	23,822	資 本 剰 余 金	22,198
そ の 他	23,000	利 益 剰 余 金	1,020,475
減価償却累計額	△32,741	自 己 株 式	△76,908
無形固定資産	156,146	その他の包括利益累計額	△1,467
ソフトウェア	65,022	為替換算調整勘定	△1,467
の れ ん	85,964		
そ の 他	5,158	新株予約権	4,513
投資その他の資産	70,658		
投資有価証券	688		
繰延税金資産	10,250		
そ の 他	63,307		
貸倒引当金	△3,587	純資産合計	1,459,213
資産合計	1,782,766	負債・純資産合計	1,782,766

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,455,269
売 上 原 価		1,338,131
売 上 総 利 益		1,117,137
販売費及び一般管理費		1,081,530
営 業 利 益		35,606
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	82	
未 払 配 当 金 除 斥 益	402	
助 成 金 収 入	4,468	
そ の 他	1,301	6,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
為 替 差 損	13	
訴 訟 関 連 費 用	5,775	
そ の 他	1,339	7,248
経 常 利 益		34,612
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,924	
固 定 資 産 売 却 益	1,510	7,434
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	477	
固 定 資 産 除 却 損	533	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,312	5,322
税金等調整前当期純利益		36,724
法人税、住民税及び事業税	7,244	
法人税等調整額	12,270	19,514
当 期 純 利 益		17,210
親会社株主に帰属する当期純利益		17,210

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2018年4月1日から〕
〔2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	490,402	22,198	1,003,265	△76,908	1,438,957
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	17,210	-	17,210
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	17,210	△0	17,209
当連結会計年度末残高	490,402	22,198	1,020,475	△76,908	1,456,167

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△469	△469	10,437	1,448,925
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	17,210
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△997	△997	△5,924	△6,922
連結会計年度中の変動額合計	△997	△997	△5,924	10,287
当連結会計年度末残高	△1,467	△1,467	4,513	1,459,213

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 地盤ネット株式会社

Jibannet Reinsurance Inc.

JIBANNET ASIA CO., LTD.

なお、連結子会社であった地盤ネット総合研究所株式会社は、2018年10月1日付で、連結子会社である地盤ネット株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

持分法非適用の非連結子会社の数 1社

持分法非適用の非連結子会社の名称 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(持分法を適用しない理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Jibannet Reinsurance Inc.	12月31日
JIBANNET ASIA CO., LTD.	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………時価のないもの
移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額
については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額につ
いては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額につ
いては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～15年
機械装置及び運搬具	6年

- ② 無形固定資産……………定額法
主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用分） 5年
のれん 5～10年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 損害補償引当金……………当連結会計年度末における地盤品質補償引受けに係る期待損失について客観的データに基づき合理的な見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 重要な外貨建の資産……………在外子会社等の資産および負債は、各社のまたは負債の本邦通貨
への換算の基準
決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

II 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度20,277千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」10,250千円に含めて表示しております。

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	23,087,200	-	-	23,087,200

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

無配のため該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	45,599	2.00	2019年3月31日	2019年6月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

- ① 2011年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 60,800株
- ② 2013年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,200株

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	742,408	742,408	－
② 受取手形及び売掛金	306,790		
貸倒引当金(※)	△14,302		
	292,487	292,487	－
③ 未収入金	228,258	228,258	－
資 産 計	1,263,154	1,263,154	－
① 支払手形及び買掛金	76,721	76,721	－
② 工事未払金	21,424	21,424	－
③ 未払金	63,676	63,676	－
④ 未払法人税等	6,611	6,611	－
負 債 計	168,432	168,432	－

(※) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- ① 支払手形及び買掛金、② 工事未払金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券(連結貸借対照表計上額688千円)は非上場株式であり市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 現金及び預金	742,408	—	—	—
② 受取手形及び売掛金	306,790	—	—	—
③ 未収入金	228,258	—	—	—
合 計	1,277,457	—	—	—

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

63円80銭

1株当たり当期純利益

0円75銭

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ 企業結合に関する注記

(事業譲受による企業結合)

当社の連結子会社である地盤ネット株式会社は、2018年5月30日にジャパンホーム株式会社と事業譲渡契約を締結し、2018年7月20日に事業を譲り受けました。

1. 企業結合の概要

(1) 事業譲受の相手先企業の名称及び事業の内容

事業譲受の相手先企業の名称：ジャパンホーム株式会社

事業の内容：住宅設計・販売・施工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ジャパンホーム株式会社は東京（首都圏）エリアのタイトな敷地条件と法的要素がからむ、制約の多い土地において、お客様のこだわりを実現させるため、工法に拘らずお客様の敷地にあった工法を提案し、高い技術・設計・デザイン力を駆使することにより、さまざまな厳しい条件をクリアにし、質にこだわった、フルオーダーの中・高級な家づくりを行ってまいりました。「お客様のこだわりを実現できる家づくり」は、設立以来400棟を超えております。

地盤ネット株式会社は、地盤解析専門会社として、地盤の調査・解析・補償サービス、地盤調査機の開発販売、フランチャイズ事業を行っており、昨年からのこれまでの地盤調査に加え、地震時の地盤の揺れやすさを対象とした画期的な調査手法である微動探査による「地震eye」サービスの提供を開始しました。このサービスにより、地盤の揺れやすさを住宅設計に活かし、建物をさらに安心・安全なものにすることが可能になりました。

ジャパンホーム株式会社の事業を譲り受けることで、地盤ネット株式会社の地盤に関する知見とジャパンホーム株式会社の技術力を融合させ、「地盤特性に応じた安心・安全な家づくり」と「こだわりを実現させる家づくり」の両方が可能になりました。また、「地震eye」サービスを当社グループの新たな収益源とするためには、今後の普及・認知拡大が重要と考えており、お施主様へ直接アピールできる機会も増え、販売拡大効果も期待できると考えております。

当社グループが目指す「地盤適合耐震住宅」において、ジャパンホーム株式会社の高い技術・設計・デザイン力は、当社グループだけでは従来は難しかった、「耐震性とデザインが融合された家づくり」、「お客様の敷地と地盤にあったフルオーダーの中・高級な家づくり」を実現させるものと考えております。

かかる理由から、ジャパンホーム株式会社の事業再生の支援ならびに事業譲渡契約の締結は、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

(3) 企業結合日

2018年7月20日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である地盤ネット株式会社が、現金を対価として事業を譲り受けたため。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
2018年7月20日から2019年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	90,000千円
取得原価		90,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等6,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

92,617千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(共通支配下の取引等)

連結子会社同士の合併

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続企業)

名称：地盤ネット株式会社

事業内容：地盤解析・調査・部分転圧工事の実施

(吸収合併消滅会社)

名称：地盤ネット総合研究所株式会社

事業内容：地盤及び災害の研究開発

(2) 企業結合日

2018年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

地盤ネット株式会社を存続会社、地盤ネット総合研究所株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

地盤ネット株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、各連結子会社の経営資源を統合することで経営の効率化を図り、当社グループ全体の企業価値を向上させることを目的としております。なお、地盤ネット総合研究所株式会社の事業については、合併後の地盤ネット株式会社で継続しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	291,727	流動負債	35,041
現金及び預金	149,798	未払金	16,275
売掛金	35,443	未払費用	4,609
前払費用	35,598	未払法人税等	878
立替金	15,524	預り金	2,225
短期貸付金	60,000	賞与引当金	6,858
その他の	3,922	その他	4,192
貸倒引当金	△8,559		
		固定負債	2,564
		その他	2,564
固定資産	909,279	負債合計	37,606
有形固定資産	17,213	(純資産の部)	
建物	16,473	株主資本	1,158,887
工具、器具及び備品	9,834	資本金	490,402
その他	7,566	資本剰余金	22,198
減価償却累計額	△16,660	資本準備金	18,540
無形固定資産	78,133	その他資本剰余金	3,658
特許権	4,011	自己株式処分差益	3,658
ソフトウェア	63,924	利益剰余金	723,195
のれん	9,797	利益準備金	40,963
その他	399	その他利益剰余金	682,232
投資その他の資産	813,932	繰越利益剰余金	682,232
関係会社株式	773,136	自己株式	△76,908
投資有価証券	688		
破産更生債権等	3,140		
繰延税金資産	2,024		
その他	38,084	新株予約権	4,513
貸倒引当金	△3,140	純資産合計	1,163,401
資産合計	1,201,007	負債・純資産合計	1,201,007

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		425,747
売 上 総 利 益		425,747
販売費及び一般管理費		424,187
営 業 利 益		1,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	87	
未 払 配 当 金 除 斥 益	402	
助 成 金 収 入	3,168	
そ の 他	334	3,992
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
そ の 他	580	700
経 常 利 益		4,852
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,924	5,924
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,312	4,334
税 引 前 当 期 純 利 益		6,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,556	
法 人 税 等 調 整 額	8,938	14,494
当 期 純 損 失		8,053

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本 準備金	その他資本 剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	490,402	18,540	3,658	22,198	40,963
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-
当 期 純 損 失	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	490,402	18,540	3,658	22,198	40,963

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	690,285	731,248	△76,908	1,166,941	10,437	1,177,379
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-
当 期 純 損 失	△8,053	△8,053	-	△8,053	-	△8,053
自己株式の取得	-	-	△0	△0	-	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	△5,924	△5,924
事業年度中の変動額合計	△8,053	△8,053	△0	△8,053	△5,924	△13,977
当 期 末 残 高	682,232	723,195	△76,908	1,158,887	4,513	1,163,401

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券……時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

(リース資産除く)

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

特許権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

のれん 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によって
おります。

II 表示方法の変更

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度9,241千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,024千円に含めて表示しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

関係会社の金融機関からの信用状に対して、債務保証を行っております。

Jibannet Reinsurance Inc.	50,000千円
---------------------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	102,459千円
短期金銭債務	3,166千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	425,747千円
-----	-----------

営業費用	5,700千円
------	---------

営業取引以外の取引による取引高	84千円
-----------------	------

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	287,501株
------	----------

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,582千円
賞与引当金	2,234千円
関係会社株式	10,254千円
株式報酬費用	5,144千円
その他	2,966千円
繰延税金資産小計	24,181千円
評価性引当金	△19,093千円
繰延税金資産合計	5,088千円

繰延税金負債

のれん	3,000千円
未収事業税	64千円
繰延税金負債合計	3,064千円
繰延税金資産の純額	2,024千円

VII 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
子会社	地盤ネット(株)	所有 直接 100%	役員の兼 任、業務 受託、建 物・シス テムの賃 貸	経営指導料 (注1)	222,212	売掛金	35,443
				業務受託料 (注2)	140,035		
				システム 使用料 (注3)	42,371		
				事務所賃貸 (注4)	16,666		
				資金の貸付 (注5)	60,000	短期貸付金	60,000
				利息の受取 (注5)	84	流動資産 [その他]	84

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。
- (注2) 業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
- (注3) システム使用料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。
- (注4) 事務所賃貸は、実面積に基づいて算出しております。
- (注5) 資金の貸付は、貸付金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅷ	1 株当たり情報に関する注記	
	1 株当たり純資産額	50円83銭
	1 株当たり当期純損失	0円35銭
Ⅸ	重要な後発事象に関する注記	
	該当事項はありません。	

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 星 野 達 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 星 野 達 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、監査の実施に当たっては、前期（第10期事業年度）において不適切会計が判明したことを受け、社内調査委員会により提言された再発防止策の実施状況等を監査項目として追加いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

なお、前期における不適切会計問題に関し、会社が社内調査委員会からの提言を受けて再発防止策を策定し、順次実行していることを確認しております。その運用及び内部統制の強化状況については、引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

地盤ネットホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 吉 田 弘 忠 ㊟
監査役（社外監査役） 松 木 大 輔 ㊟
監査役（社外監査役） 樋 口 俊 輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案し、以下のとおり第11期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は45,599,398円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 提案の理由
経営効率の向上を図るため、現行定款第3条の本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。
- ② 変更の内容
変更内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。

第3号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役野村政博氏が辞任により退任いたします。つきましては、経営基盤の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いとう よういち 伊東 洋一 (1966年6月19日生)	1989年4月 株式会社ニシダ工務店 入社 1992年4月 同社 設計所長 2001年9月 株式会社 永田工務店 入社 工務課長 2002年9月 洛西建設株式会社 入社 建築部次長 2011年4月 当社 入社 大阪支社（現 関西支社） 支社長 2013年4月 同社 技術部長就任 2015年7月 地盤ネット株式会社 執行役員就任 2017年6月 地盤ネット総合研究所株式会社 取締役就任 2018年10月 地盤ネット株式会社 取締役就任 2019年4月 地盤ネット株式会社 代表取締役CEO就任	※1 25,058株
2	たましろ ひとし 玉城 均 (1969年11月12日生)	1992年4月 東光園緑化株式会社 入社 1994年10月 株式会社プラネット 入社 2001年8月 テブラック株式会社 入社 2004年4月 テンプスタッフ・インテグレーション株式会社（現 パーソルビジネスエキスパート）入社 2010年4月 同社 グループ経理マネージャー 2013年10月 同社 グループ財務部グループ連結室室長 2015年10月 当社 入社 管理本部経理財務部長就任 2016年9月 当社 執行役員管理本部長就任（現任）	※1 5,900株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ※1 取締役候補者伊東洋一氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分を合算しております。
- ※2 取締役候補者玉城均氏の保有する当社株式は、地盤ネット従業員持株会を通じての保有分を合算しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役吉田弘忠氏が辞任により退任いたします。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、角田正英氏は吉田弘忠氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
<small>つのだ まさひで</small> 角田 正英 (1949年10月1日生)	1974年4月	日本団体生命保険株式会社(現 アクサ生命保険株式会社) 入社	0株
	2004年4月	入や萬成証券株式会社(現 ばんせい証券株式会社) 入社	
	2007年2月	트레이ダーズホールディングス株式会社 内部統制部次長兼内部監査部次長	
	2007年5月	トレイダーズ証券株式会社 常勤監査役	
	2007年6月	トレイダーズホールディングス株式会社 常勤監査役	
	2011年8月	株式会社My 外貨(現 OANDA Japan株式会社) コンプライアンス部長	
	2015年5月	トミザキ株式会社 内部監査部長	

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 角田正英氏は社外監査役候補者であります。

なお、角田正英氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 角田正英氏を社外監査役候補者とした理由は、金融サービス業界に長く在籍し、内部監査、内部統制、法令遵守に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

4. 角田正英氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

5. 角田正英氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

6. 角田正英氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者角田正英氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	にしもり けんいち 西森謙一 (1952年3月5日生)	1974年4月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行	0株
		2004年4月	入や萬成証券株式会社（現 ばんせい証券株式会社） 監査部 入社	
		2005年6月	金融庁証券取引等監視委員会 証券検査課 入庁	
		2013年12月	埼玉りそな銀行 個人部 個人業務管理室 入行	
		2017年10月	埼玉県宮代町役場 入職	
2	さ の かつのぶ 佐野勝宣 (1944年12月1日)	1963年3月	日本テラー株式会社（現 株式会社コナカ） 入社	0株
		1984年2月	同社 取締役	
		2005年6月	株式会社ジェイブレイン 監査役	
		2011年10月	アップセルテクノロジー株式会社 監査役（現任）	
		2016年8月	株式会社wondershake 監査役	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西森謙一氏、佐野勝宣氏は補欠社外監査役候補者であります。なお、西森謙一、佐野勝宣の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 西森謙一氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、金融サービス業界及び金融庁に長く在籍し、業務監査および法令遵守に関する知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 佐野勝宣氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、会社経営および監査経験等を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 西森謙一、佐野勝宣の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 西森謙一、佐野勝宣の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 西森謙一、佐野勝宣の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、補欠社外監査役候補者西森健一氏、佐野勝宣氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました東陽監査法人は、2018年8月6日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、2018年8月6日開催の監査役会の決定に基づき、應和監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

つきましては、應和監査法人を改めて会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が應和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が会計監査人に求める独立性、監査に関する品質管理体制及び専門性、経験等の職務遂行能力を有していること、当社グループの事業活動に対し、新たな視点による監査を実施できることなどを総合的に勘案した結果、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年4月1日現在)

名 称	應和監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区九段南四丁目8番13号自動車会館ビル		
沿 革	2007年5月 2013年4月	應和監査法人設立 AGN International Ltdのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入	
概 要	出資金 構成人員	13,000千円	
		社員(公認会計士)	6名
		職員	
		公認会計士	13名
		その他専門社員	6名
		事務職員	1名
		合計	26名

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内



(交通のご案内)

- 「東京駅」 日本橋口 徒歩1分 (JR線)
八重洲北口 徒歩3分 (JR線)
- 「大手町駅」 B7出口 徒歩2分 (東京メトロ丸ノ内線・東西線
・半蔵門線・千代田線/ 都営三田線)
- 「日本橋駅」 A7出口 徒歩3分 (東京メトロ銀座線・東西線/都営浅草線)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。